

在外選挙に関するお知らせ

～選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられます～

在モンリオール日本国総領事館

- 1 公職選挙法の改正により、2016年6月19日以降初めて行われる衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙から、投票に際しての選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられることとなりました。
- 2 これに伴い、海外からの投票に必要な在外選挙人名簿の登録申請は、2016年6月19日において満18歳以上（1998年6月20日以前の出生）で、所定の要件を満たす方であれば、2015年6月19日（改正法公布日）以降、受付が可能となります。（注：本「お知らせ」メールのホームページ掲載時点で、受付が可能となります。）
- 3 海外からの投票には、あらかじめ在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を取得しておくことが必要です。年齢満18歳以上（2016年6月19日現在で満18歳となる方も含む）で、在外選挙人証をお持ちでない方は、住所を管轄する在外公館で御手続願います。詳しくは、当館領事班にお尋ねいただくか、以下のホームページを御覧下さい。

外務省ホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

総務省ホームページ：

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/index.html

【在外選挙人名簿登録に関するお問合せ先】

在モンリオール日本国総領事館領事班

住 所：Consulate-General of Japan,

1 Place Ville Marie, Suite 3333, Montreal, QC H3B 3N2

電 話：514-866-3429（代）

FAX：514-392-1639

E-mail：consul@mt.mofa.go.jp